



令和7年12月22日

各位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢
(コード 2388 東証グロース市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03 - 6225 - 2161)

ストック・オプションとしての新株予約権の割当に関するお知らせ

当社は、令和7年12月22日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づき、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、および監査等委員である取締役、並びに当社従業員および当社完全子会社取締役・従業員に対するストック・オプション(新株予約権)の具体的な発行内容について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。なお、本新株予約権の発行につきましては、令和6年12月25日開催の第23期定時株主総会において承認されております。

記

1. 新株予約権の名称
株式会社ウェッジホールディングス 第13回新株予約権
2. 新株予約権の割当日
2025年12月22日
3. 新株予約権の割当を受ける者
当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名 (4,000個)
(内訳は、此下竜矢1,200個、庄司友彦1,200個、田代宗雄800個、菅原達之800個)
監査等委員である取締役 3名 (900個)
当社従業員および当社完全子会社取締役・従業員 15名 (1,700個)
を割り当てるものとする。
4. 新株予約権の総数
6,600個 (各新株予約権1個当たりの株式数100株)
5. 新株予約権と引換えに払込む金額
金銭の払込を要しないこととする。
6. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式660,000株
なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が会社分割(普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

なお、上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株当たりの払込金額は67円とする。（以下、計算方法）

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、新株予約権の割当日の終値とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

①当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

②新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）、上記の行使価額は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \frac{1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}{1 \text{株当たりの株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

i 上記行使価額調整式に使用する「時価」は、下記（2）に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く）における終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。

ii 上記行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

8. 本新株予約権の権利行使期間

2027年12月24日より2034年12月25日

9. 本新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社又は当社完全子会社の取締役、監査等委員である取締役及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合は行使することができないものとする。ただし、当社が上記地位の喪失につき正当事由があると判断する場合にはこの限りではない。

(2) 新株予約権者は、新株予約権行使時においても、当社に対して債務不履行・不法行為等に基づく損害を与えることなく、当社又は当社完全子会社において、当社との間の信頼関係が喪失したものと判断されていないことを要する。

(3) 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の处分は認めないものとする。

(4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人による新株予約権の行使は認められないも

のとする。

(5) その他新株予約権の割り当てに関する条件については、当社総会決議及び新株予約権の発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する契約で定める。

10. 本新株予約権の取得条項

以下の事由が生じたときは、当社は無償で新株予約権を取得することができる。ただし、(1) 及び (4) の場合は当社取締役会決議によって取得の日を別途定めるものとする。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議）で承認された場合

(2) 新株予約権の行使条件に該当しなくなった場合

(3) 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

(4) 前各号のほか、当社の取締役会において新株予約権の全部又は一部の取得を決議した場合

11. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権は譲渡禁止とする。

12. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

13. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記9.に準じて決定する。

- (7) 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

- (8) 新株予約権の取得条項

上記7.に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の行使条件

上記5.に準じて決定する。

14. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対して割当てる新株予約権の報酬に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対して付与する新株予約権は報酬等に該当いたしますので、2024年12月25日開催の第23期定時株主総会の決議において定期同額報酬枠とは別に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し100百万円（上限4,000個）および監査等委員である取締役に対し22.5百万円（上限900個）の範囲で付与することを承認いただいております。

15. 新株予約権の行使による払込取扱銀行

株式会社みずほ銀行 芝支店

東京都港区浜松町二丁目4番1号

以 上